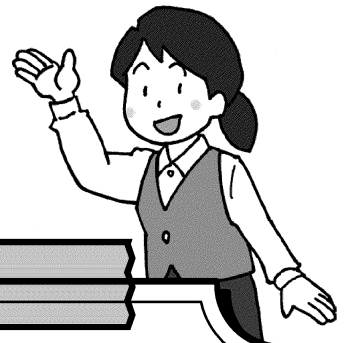


# Q&A

## 選任関係



**Q** 酒類販売管理者を選任しない場合には、罰則がありますか？

**A**

酒類販売管理者を選任しない場合には、罰則の適用があります(50万円以下の罰金)。罰則の適用があった場合には免許を取り消されることがあります。

また、酒類販売管理者を選任していても、選任届出書を所轄の税務署に提出していない場合には罰則の適用があります(10万円以下の過料)。

**Q** 酒類販売管理者は、要件さえ満たせば誰を選任してもよいのですか？

**A**

酒類販売管理研修を受けていることや、未成年者ではないことなど、1ページに記載されている要件を満たせば、誰を選任しても差し支えありません。

しかし、小売業者に助言し又は酒類の販売業務に従事する従業員等に指導を行う方ですので、酒類の販売業務について責任をもって管理できる立場にある、例えば、店長、酒類売場の責任者等を選任するようお願いします。

**Q** 酒類販売管理者は常駐しなければならないのですか？

**A**

常駐する義務はありません。しかし、次の①～⑦のいずれかに該当する場合には、酒類の販売業務に従事する方の中から、酒類販売管理者に代わる方を責任者として指名し、配置するようお願いします。

なお、責任者は成年者(特に①夜間)とするようお願いします。

- ① 夜間(23時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合
- ② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2～3時間以上)不在となることがある場合
- ③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えることに、1名以上の責任者を指名)
- ④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)
- ⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)
- ⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3か所以上ある場合)
- ⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合